

令和 年 月 日 税務署長殿		所管	業種目	概況書	要否	別表等	税務署 代理人 欄	青色申告	一連番号							
納税地	電話( ) -	通算グループ整理番号							整理番号							
		通算親法人整理番号							事業年度(至)							
(フリガナ) 法人名	(フリガナ) 法人番号	法人区分							売上金額							
		事業種目							申告年月日							
(フリガナ) 代表者	(フリガナ) 代表者住所	期末現在の資本金の額又は出資金の額	円	非中小法人	通信日付印	確認		府指定	局指定	指導等	区分					
		同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの	同非区分	特定期定同族会社	同族会社	年月日						申告区分				
		旧納税地及び旧法人名等							添付書類							
貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金額表、勘定科目内訳明細書、事業報告書、組織再編成に伴う取扱書等のほか、組織再編成に係る移転資産等の明細書																

令和 年 月 日 事業年度分の法人税  
課税事業年度分の地方法人税

令和 年 月 日 (中間申告の場合 令和 年 月 日)  
(の計算期間)

申告書  
申告書

適用額明細書提出の有無

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

この申告書による法人税額の計算	所得金額又は欠損金額(別表四「52の①」)	1	十億	百万	千	円	控除税額の計算	所得税の額(別表六(一)「6の③」)	16	十億	百万	千	円
	法人税額(52)+(53)+(54)	2					外國税額(別表六(二)「24」)	17					
	法人税額の特別控除額(別表六(六)「5」)	3					計(16)+(17)	18					
	税額控除超過額相当額等の加算額	4					控除した金額(12)	19					
	土利地盤譲渡利益金額(別表三(三)「24」+別表三(二)「25」+別表三(三)「20」)	5			0	0	控除しきれなかった金額(18)-(19)	20					
	同上に対する税額(74)+(75)+(76)	6					この申告等の還付額(20)	21					
	課税保留金額(別表三(一)「4」)	7			0	0	中間納付額(14)-(13)	22					
	同上に対する税額(別表三(一)「8」)	8				0	欠損金の繰戻しによる還付請求税額(21)+(22)+(23)	23	外				
	法人税額計(2)-(3)+(4)+(6)+(8)	9				計(21)+(22)+(23)	24	外					
	分配時調整外國税相当額及び外國関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額(別表六(五)「7」+別表七(三)「6」)	10				この申告前の所得金額又は欠損金額(59)	25	外					
この申告書による地方法人税額の計算	仮表経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	11				この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(64)	26	外					
	控除税額(((9)-(10)-(11))と(18)のうち少ない金額)	12				欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)「4」の計)+(別表七(三)「9」)若しくは(21)又は別表七(四)「10」)	27						
	差引所得に対する法人税額((9)-(10)-(11)-(12))	13			0	0	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金(別表七(一)「5」の合計)	28					
	中間申告分の法人税額	14			0	0							
	差引確定(中間申告の場合はその法人税額とし、マイナスの場合は、(22)へ記入)	15			0	0							
	課税標準法人税額(29)+(30)	29					この申告による還付額(42)	42					
	課税標準法人税額(8)	30					中間納付額(40)-(39)	43					
	課税標準法人税額(29)+(30)	31			0	0	計(42)+(43)	44	外				
	地方法人税額(57)	32					この申告の前における控除額(67)	45					
	税額控除超過額相当額の加算額(別表六(二)付表六「14の計」)	33					課税保留金額に對する法人税額(68)	46					
この申告書による地方法人税額の計算	課税保留金額に係る地方法人税額(58)	34					課税標準法人税額(69)	47					
	所得地方法人税額(32)+(33)+(34)	35					この申告により納付すべき地方法人税額(73)	48					
	分配時調整外國税相当額及び外國関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額(41)と(35)のうち少ない金額)	36					剩余金・利益の配当(剩余金の分配)の金額						
	仮表経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	37					残余財産の最後の分配又は引渡しの日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	決算確定の日	令和 年 月 日		
	外國税額の控除額((35)-(36)-(37))と(7)(のうち少ない金額)	38					銀行 本店・支店						
	差引地方法人税額(35)-(36)-(37)-(38)	39			0	0	金庫・組合 出張所						
	中間申告分の地方法人税額	40			0	0	農協・漁協 本所・支所						
	差引確定(中間申告の場合はその地方法人税額とし、マイナスの場合は、(43)へ記入)	41			0	0	預金						
	還付する金額(金融機関等)		口座番号		ゆうちょ銀行の貯金記号番号		-						
							※ 税務署処理欄						

税理士署名